

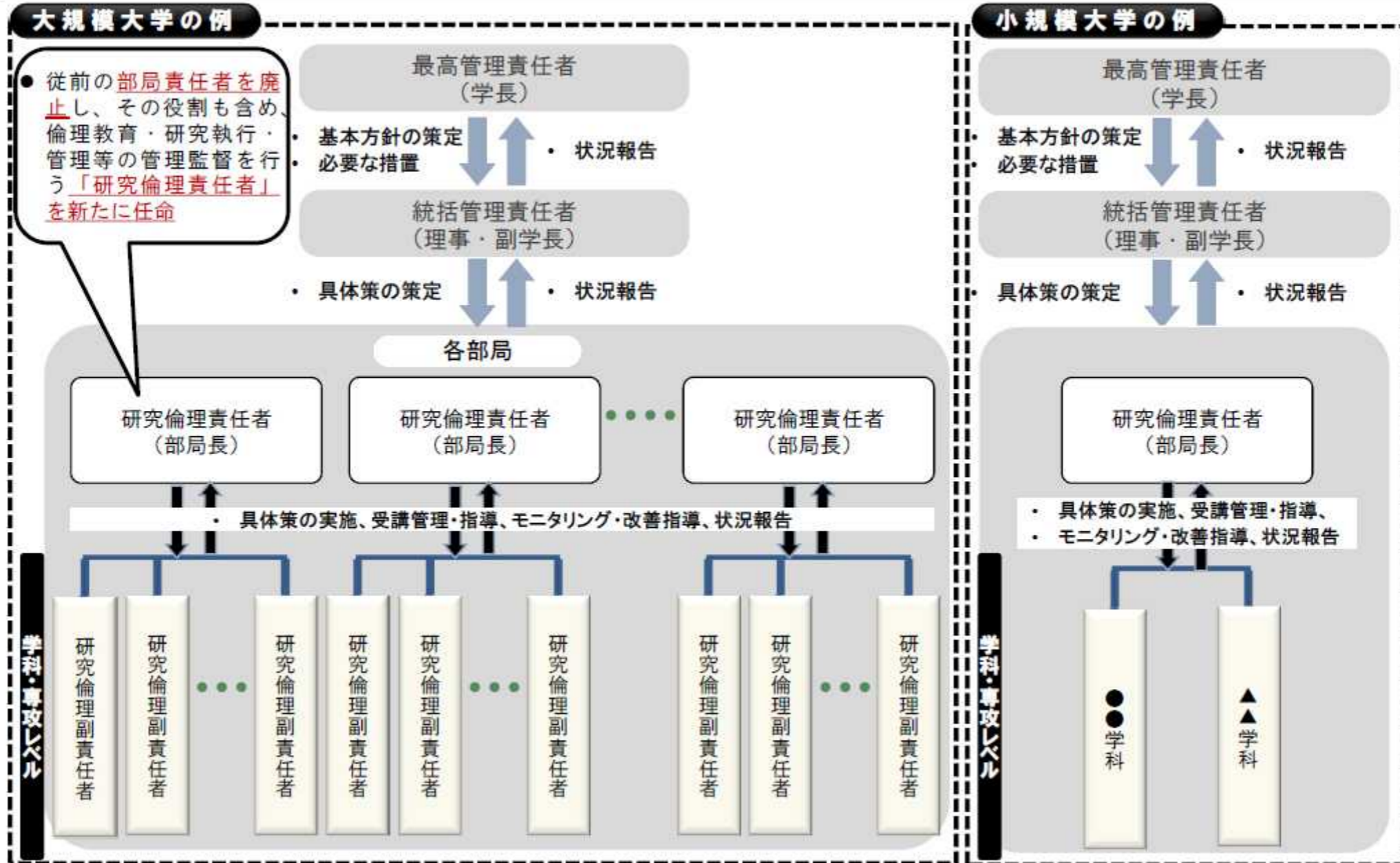
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン[現行] 序文	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について</p> <p>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定)を次のとおり公表する。</p> <p>平成19年2月15日 文科科学大臣 伊吹 文明</p>	<p>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について</p> <p>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成25年 月 日文科科学大臣決定)を次のとおり公表する。</p> <p>平成25年 月 日 文科科学大臣 下村 博文</p>	
前文	[改正案]	改正理由及び考え方
<p><b>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)</b> 平成19年2月15日 文科科学大臣決定</p> <p>本ガイドラインは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「競争的資金等」という。具体的な制度は別紙のとおり。なお、新設・廃止等により、対象となる制度に変更があった場合は、その都度公表する。)について、配分先すべての機関においてそれらを適正に管理するために必要な事項を示したものである。第1節から第6節においては、それぞれの研究機関が実施すべき課題をテーマ別に記述し、第7節においては、それらの課題の実施状況評価をめぐって文部科学省がとるべき方策等を記す。</p> <p>本ガイドラインの大前提にあるのは、次のような考え方である。</p> <p>第1に、競争的資金等には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべきである、というこれまでの原則を一層徹底することが適当である。</p> <p>第2に、競争的資金の管理を委ねられた機関の責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図らなくてはならない。</p> <p>研究機関は、その性格や規模において極めて多様であり、管理の具体的な方法について一律の基準を強制することはかえって実務上の非効率を招き、研究機関の研究遂行能力を低下させる危険性が高い。本ガイドラインは、大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ねられている。各研究機関において、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、留意事項を参照しつつ、それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められる。</p> <p>なお、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受ける限り、企業、財団法人、NPO、外国の研究機関等も本ガイドラインの適用対象となる。ただし、小規模な企業、財団法人又はNPO、あるいは我が国の原則を強制することが無理な外国の研究機関等、ガイドラインに掲げたすべての項目を実施することが困難な団体については、資金配分機関においてチェックを強化するなどの措置によって代替する場合がある。また、企業等において、会社法に基づく内部統制システムの整備の一環等として、規程等がすでに設けられている場合はこれを準用することを可能とする。</p> <p>また、別添として幾つかの実施事項の例を挙げているが、これらは多様であり得る制度構想の選択肢の一部として参考までに挙げているものであり、各研究機関がこの例の通りに実施することを求めるものではない。なお、本ガイドライン自体も、今後の運用を通じて、研究機関の実態により即した、より現実的かつ実効性のあるものになるよう見直しを行っていくこととする。</p>	<p><b>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)</b> 平成25年 月 日 文科科学大臣決定</p> <p><u>はじめに</u> <u>(本ガイドラインの目的と改正の背景)</u></p> <p>本ガイドラインは、平成19年2月に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されたものである。</p> <p>今回の改正に先立ち、昨今、不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっており、改めてこれまでの対応について総括を行い、今後講じるべき対応策について集中的に検討を行うため、平成25年8月に文部科学副大臣の下に設置された「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」において、同年9月に中間取りまとめが行われた。</p> <p>これを受け、「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな事項を加えるとともに、これまでの各機関の取組状況や近年の不正事案の発生要因を踏まえ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図った。</p> <p>各機関では、平成19年度のガイドライン制定時から、その性格や規模を踏まえ、創意工夫ある体制整備を進めてきた具体の取組について、本ガイドラインの改正点を取り込み、PDCA サイクル(Plan(計画)・Do(実施・実行)・Check(点検・評価)・Action(改善))を徹底することにより、より実効性ある取組が一層推進されることを強く期待する。</p> <p>文部科学省では、今後も各機関の取組状況や本ガイドラインの運用を通じて、研究機関の実態に即した、現実的かつ実効性のあるものになるよう見直しを行っていくこととする。</p>	

	[改正案]	改正理由及び考え方
	<p><u>(用語の定義)</u> 本ガイドラインにおいて用いる用語の定義について示す。</p> <p><u>(1) 競争的資金等</u> 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金とする(別紙)。</p> <p><u>(2) 機関</u> 上記(1)の競争的資金等の配分を受ける全ての機関(大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等)。</p> <p><u>(3) 配分機関</u> 上記(2)の機関に対して、上記(1)の競争的資金等を配分する機関(文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人)。</p> <p><u>(4) 構成員</u> 上記(2)の機関に所属する非常勤を含む、研究者及び事務職員。</p> <p><u>(5) 不正</u> 本ガイドラインでは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を対象としている。 このほか、不正については、研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)が挙げられるが、これらについては、「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」において、それぞれの機関が整備すべき事項等が示されている。体制整備等においては、共通の事項も含まれているが、それぞれのガイドラインを踏まえ、対策を講じることが必要である。</p> <p><u>(本ガイドラインの構成と留意点)</u> 第1節から第6節においては、それぞれの研究機関が実施すべき対策をテーマ別に記載し、第7節においては、それらの対策の実施状況評価を踏まえ、文部科学省がとるべき方策等及び第8節においては、配分機関が、不正使用があった研究機関に対する是正措置等を記載している。別添として、機関の不正対策について状況を把握するための「自己点検チェックシート」及び第2節(4)に係る「調査報告書ひな形」を添付している。</p> <p>各節に示す「全機関に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」に掲げる対策は、機関の性格や規模、コストやリソース等を考慮して実効性のある対策として実施されることが必要である。 また、企業等において、会社法に基づく内部統制システムの整備の一環等として規程等が既に設けられ、対策が実施されている場合や大学等において、コンプライアンス関連の規程等により、これらを包括する体制等が整備されている場合は、本ガイドラインにおける対策をそれらに明確に位置付けた上でこれを準用することを可能とする。 なお、文末が「望ましい」という表現になっている対策は、より対策を強化する観点から例示しているものであり、それぞれの機関のリスクやコスト、リソースなどを踏まえ、実施することが考えられる。</p>	<p>「○」は研究不正タスクフォースの中間取りまとめ、総務省行政評価局調査の結果及び最近の事例等を踏まえた改正点等</p> <p>「・」はその他の改正点</p> <p>・用語の定義、留意点について明記。</p>

第1節 機関内の責任体系の明確化	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表することが必要である。</p> <p>(全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。</p> <p>② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。</p> <p>③ 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「部局責任者」という。)を定め、その職名を公開する。</p> <p>④ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>各機関において適当と判断する場合は、部局等单位で責任の範囲を区分したり、対象となる資金制度によって責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲があいまいにならないよう、より明確に規定する。</p>	<p><b>機関が、競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限の体系を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。</b></p> <p>(全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。</p> <p><b>&lt;役割&gt;最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。</b></p> <p>② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。</p> <p><b>&lt;役割&gt;統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</b></p> <p>③ 機関内の各部局等(例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織)における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「<b>研究倫理責任者部局責任者</b>」という。)を定め、その職名を公開する。</p> <p><b>&lt;役割&gt;研究倫理責任は、統括管理責任者の指示の下、</b></p> <p>1) 自らが掌理する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</p> <p>2) 不正の防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <p>3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p> <p>最高管理責任者は、統括管理責任者及び<b>研究倫理責任者部局責任者</b>が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 図1に示す体制及び役割のように、機関の組織規模を踏まえ、役割の実効性を確保する観点から、各機関において適当と判断する場合は、部局等单位で責任の範囲を区分(例えば、研究倫理責任者については、大学の学科、専攻、研究所の部門等の組織レベルで複数の副責任者も任命し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築)したり、対象となる資金制度によって責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲があいまいにならないよう、より明確に規定する。</p> <p><b>また、上記③3)の競争的資金等の管理・執行に関しては、事務部門にも副責任者を任命するなど、研究倫理責任者へ管理・執行の情報が着実に伝達される体制を構築することも必要である。</b></p> <p>② 例えば、倫理教育や必要な改善指導などを実施していないと、不正を行った者の責任を追及できないことや、さらに、機関の管理責任を問われることにもなりかねない。このため、機関内の管理責任の明確化の観点から、各責任者の役割(責務)等を定めた内部規程等を整備し、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることも内部規程において明確に位置付け、内部に周知徹底することも必要である。</p> <p>③ 最高管理責任者は、リーダーシップにより、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。</p> <p><b>基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、研究者</b></p>	<p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、組織としての管理責任を明確化するとともに、組織における規程の整備・公表について追記。</p> <p>○各責任者の役割を具体的に明示。</p> <p>○各責任者の役割を具体的に明示。</p> <p>○従来の部局責任者の名称を廃止し、新たに設置を求める倫理教育責任者、研究費管理・執行責任者と名称・役割を統合した「研究倫理責任者」の任命・役割について追記。</p> <p>○機関の組織規模に応じた研究倫理責任者(副責任者)の任命の考え方について追記。</p> <p>・機関としての管理責任の明確化の必要性、内部規程等の整備について追記。</p>

	<p>及び事務職員の負担の軽減、機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、機関として不正が起こらないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保することが重要である。このため、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、競争的資金等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成することも求められる。</p>	
--	--	--

図1 機関内の責任体系図



・体制図について追加。

※大規模大学においては、役割の実効性を確保する観点から、部局長が倫理教育及び研究費執行・管理責任を総括する役割を担った上で、学科又は専攻レベルの一定規模で複数の副責任者を配置し、管理監督を行うことが考えられる。一方、小規模大学において、部局全体に目が届く規模の組織であれば、部局長自らが倫理教育及び研究費執行・管理責任者の役割を統括することも考えられる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>最高管理責任者は、研究費の不正な使用(以下、「不正」という。)が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。</li> <li>② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的運用を図る。</li> <li>③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。</li> <li>④ 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。</li> </ol> <p>(実施上の留意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとらわれることなく、実態を踏まえ業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。</li> <li>② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむをえず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続きを明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が放恣に流れないよう最大限の努力を惜しんではならない。</li> </ol>	<p>最高管理責任者は、<del>研究費の不正な使用(以下、「不正」という。)</del>が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。</p> <p>(1)ルールの明確化・統一化 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>競争的資金等の運営・管理に関わる</u>すべての<u>構成員研究者及び事務職員</u>にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。</li> <li>② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的運用を図る。</li> <li>③ ルールの全体像を体系化し、<u>競争的資金等の運営・管理に関わる</u>すべての<u>構成員研究者及び事務職員</u>に分かりやすい形で周知する。</li> <li><del>④ 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。</del></li> </ol> <p>(実施上の留意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとらわれることなく、実態を踏まえ業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。</li> <li>② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむをえず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続きを明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が放恣に流れないよう最大限の努力を惜しんではならない。</li> <li>③ <u>ルールの周知に当たっては、競争的資金等の運営・管理に関わるリサーチアシスタント等の学生なども対象に加えることが望ましい。</u></li> </ol>	<p>○表記の整理。 ○最近の事例等を踏まえて改正</p> <p>○対象者の明確化 競争的資金等に関わる全ての研究者及び事務職員(非常勤を含む)</p> <p>○上記と同様。</p> <p>・「第5節 情報の伝達を確保する体制の確立」へ統合</p> <p>・周知の対象に RA 等も加えることが望ましい旨、追記。</p>

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>(2)職務権限の明確化 (全機関に実施を要請する事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。</p> <p>② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。</p> <p>③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。</p> <p>④ 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。</p> </div> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。</p> <p>② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在があいまいになっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。</p> <p>③ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続きを簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。</p>	<p>(2)職務権限の明確化 (全機関に実施を要請する事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。</p> <p>② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。</p> <p>③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。</p> <p>④ 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。</p> </div> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。</p> <p>② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在があいまいになっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。</p> <p>③ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続きを簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。</p> <p>④ <u>一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合には、その権限と責任(例えば、研究者本人に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること)を当該者に予め理解させることが必要である。</u></p>	<p>・職務権限の明確化の具体例を追記。</p>

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>(3)関係者の意識向上 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。</p> <p>② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。</p> <p>③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 不正の発生の背景には個人のモラルの問題だけでなく、組織による取り組みの不十分さという問題があるという認識を徹底させる。</p> <p>② 不正発生を根絶するには、研究者、研究者コミュニティの自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を浸透させる。</p> <p>③ 不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者は十分に認識しなければならない。</p> <p>④ 事務職員は、研究活動の特性を十分理解する。</p> <p>⑤ 事務職員は、研究を行う上で必要な事柄については、ルールに照らし実現可能であるか柔軟に検討するとともに、検討結果につきできるだけ早く研究者に適切な説明を行うことが求められる。なお、柔軟な検討については、本節(1)に述べたことに充分留意することが必要である。</p> <p>⑥ 部局責任者等、研究現場における組織風土の形成に直接責任のある者は、会議等の運営に当たり、研究者と事務職員の相互理解を促進させるよう配慮する。</p> <p>⑦ 事務職員のキャリアパスが、専門性を高められるものとなるよう配慮する。また、機関として専門性の高い人材の育成に取り組む。</p> <p>⑧ 行動規範の内容は、研究者や事務職員の問題意識を反映させたものとする。研究者や事務職員の意識向上のため、現場で問題となりうる具体的な事項や実務上必要な内容を優先順位を付けて記載し、個々の事象への対応ではなく、機関の職員としての取り組みの指針を明記するものとする。</p>	<p>(3)関係者の意識向上 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① <u>競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に不正はしてはならないことという道徳観念をしっかりと意識させるため、倫理教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。</u></p> <p>② <u>実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。</u></p> <p>③ <u>これらの内容を遵守する義務があることを理解させるために、競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、受講の機会等に誓約書の提出を求める。</u></p> <p>④ <u>研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。</u></p> <p>⑤ <u>事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。</u></p> <p>⑥ <u>競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員に対する研究者及び事務職員</u> <u>の行動規範を策定する。</u></p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① <u>倫理教育では、不正対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続き・通報制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・弁償責任、国における応募資格の制限、研究費の返還等の罰則、機関における不正対策等について説明する。</u> <u>また、効果を高めるため、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容を説明することや機関の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明することが考えられる。</u> <u>倫理教育の内容は、管理責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じた適切な内容を実施すること及び内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することも望まれる。</u></p> <p>② <u>倫理教育を実施していない機関は、管理責任を問われることや、不正を行った者の責任を追及できないことにもなりかねない。</u> <u>このため、実効性ある取組とするために、例えば、大学の学部等の教授会を活用して周知徹底することや、受講機会を確保するため、複数回の説明会の開催や機関内のe-learningを活用することも考えられる。</u></p> <p>③ <u>競争的資金等の運営・管理に関わるすべての構成員から、誓約書を求めていること、受講内容等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。</u> <u>このため、内部規程等により、誓約書の提出、内容等について明確化し、受講の機会等(新規採用者、転入者等についてはその都度)に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。</u> <u>また、実効性を確保するため、誓約書の提出を競争的資金等の申請の要件とすることや提出が無い場合は競争的資金等の運営・管理に関わることができないこととするなど、併せて内部規程等により明示することが必要である。</u> <u>誓約書は、原則として本人の自署によることとし、盛り込むべき事項を以下に示す。当該誓約書が確実に履行可能なものとなるよう、構成員と協議するなどしてコンセンサスを形成した上で実施することが望ましい。</u></p> <p>&lt;誓約書に盛り込むべき事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関の規則等を遵守すること</li> <li>・不正使用を行わないこと</li> <li>・規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や資金配分機関の処分及び法的な責任を負担すること</li> </ul> <p><del>不正の発生の背景には個人のモラルの問題だけでなく、組織による取り組みの不十分さという問題があるという認識を徹底させる。</del></p> <p><del>不正発生を根絶するには、研究者、研究者コミュニティの自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を浸透させる。</del></p>	<p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、倫理教育の義務化、受講管理・理解度把握について明記。</p> <p>○受講者に対する誓約書の提出について明記。</p> <p>○倫理教育の内容について具体的に明記。</p> <p>○倫理教育の具体的な実施方法について明記。</p> <p>○誓約書の提出・内容等について明記。</p>



~~不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者は十分に認識しなければならない。~~  
~~事務職員は、研究活動の特性を十分理解する。~~  
~~事務職員は、研究を行う上で必要な事柄については、ルールに照らし実現可能であるか柔軟に検討するとともに、検討結果につきできるだけ早く研究者に適切な説明を行うことが求められる。なお、柔軟な検討については、本節(1)に述べたことに充分留意することが必要である。~~  
~~部局責任者等、研究現場における組織風土の形成に直接責任のある者は、会議等の運営に当たり、研究者と事務職員の相互理解を促進させるよう配慮する。~~  
~~事務職員のキャリアパスが、専門性を高められるものとなるよう配慮する。また、機関として専門性の高い人材の育成に取り組む。~~  
④ ー行動規範の内容は、研究者や事務職員の問題意識を反映させたものとする。研究者や事務職員の意識向上のため、~~現場で問題となりうる具体的な事項や実務上必要な内容を優先順位を付けて記載し、~~個々の事象への対応ではなく、機関の職員としての取り組みの指針を明記し、上記の倫理教育の中で周知徹底するものとする。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。 ② 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。 ③ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 不正に関する調査や懲戒に関する規程等については、不公平な取扱いがなされたり、その疑いを抱かれたりすることのないように、明確な規程とするとともに適用手続きの透明性を確保する。 ② 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。 ③ 調査の結果、不正が確認された場合は事案を公表する。また公表に関する手続きを予め定める。</p>	<p>(4) <u>告発等の受付</u>、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① <u>機関内外からの通報(告発)の窓口を設置する。</u> ② <u>不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。</u> ④③ <u>不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。</u></p> <p>(ア) <u>告発等の受付</u> <u>告発等を受付けた場合は、告発の受付から●日以内に、告発内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。</u></p> <p>&lt;検討事項&gt; <u>告発受付から、調査の要否の判断及び配分機関への報告期限を何日とするか。</u> <u>(案) 15日、30日、60日 等</u></p> <p>(イ) <u>調査委員会の設置及び調査</u> <u>調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。</u></p> <p>(ウ) <u>調査中における一時的執行停止</u> <u>被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、調査の対象となっている被告発者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。</u></p> <p>(エ) <u>認定</u> <u>調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。</u></p> <p>(オ) <u>報告及び調査への協力</u> <u>告発の受付から●日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む報告書を配分機関に報告する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する(別添1)。</u> <u>また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認がされた場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。</u> <u>この他、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。</u></p> <p>&lt;検討事項&gt; <u>告発受付から、配分機関への報告期限を何日とするか。</u> <u>(案) 150日、180日、210日 等</u></p> <p>④③ <u>不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。</u> ⑤ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① <u>不正の通報制度を機能させるため、機関の構成員に対しては、倫理教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び通報窓口の仕組み(連絡先、方法、通報者の保護を含む手続き等)について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。その際、通報の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知することが必要である。このほか、通報者保護の観点から、第三者機関等に窓口を設置することも望まれる。</u> ② <u>誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。</u> ③ <u>顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。</u></p>	<p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、調査期間・報告義務等について追記。</p>

	<p>④ 不正に関する調査や懲戒に関する規程等については、不公平な取扱いがなされたり、その疑いを抱かれたりすることのないように、明確な規程とするとともに適用手続きの透明性を確保する。</p> <p>不正に係る調査の体制・手続き等の規程は、原則として、再実験に係る部分等を除き、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」の手続きに準じて整備・見直しを行う。</p> <p>④⑤ 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置することが必要である。この調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。</p> <p>⑥ ② 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。</p> <p>例えば、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等が内部規程に明確に位置付けられていない場合は、処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。</p> <p>このため、研究代表者の役割や責任を明確にすることはもとより、機関としての責任や役割について、第1節の各責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制を整備した上で、懲戒規程等の内部規程に明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことが必要である。</p> <p>さらに、私的流用など、悪質な不正は、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことも必要である。</p> <p>⑦ 機関は、調査の結果、不正を認定確認した場合は、速やかに調査結果事実を公表する。公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、不正に関与した者の氏名・所属など、合理的な理由がある場合は、非公表とすることができる。</p> <p>また、これらの公表に関する手続きを予め定め、構成員に周知徹底しておくことが必要である。</p> <p>⑤⑧ 機関において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて、構成員に周知することも必要である。</p>	<p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、組織の管理責任と当該処分に関する記載を追記。</p> <p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、氏名の公表を含む、公表事項等について追記。</p>
--	---	--

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。</p> <p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 (全機関に実施を要請する事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。</p> <p>② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。</p> </div> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のような点に注意が必要である。</p> <p>(ア)ルールと実態が乖離していないか。</p> <p>(イ) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか。</p> <p>(ウ) 取引に対するチェックが不十分になっていないか。例えば、研究者と事務職員の間意思疎通が円滑でないことなどにより、事務職員から研究者に取引状況の確認が行いにくい状況がないか。又は、研究者と取引業者の間が密接になり過ぎており、チェックがかけにくい状況になっていないか。</p> <p>(エ) 予算執行が特定の時期に偏っていないか。</p> <p>(オ) 過去に業者に対する未払い問題が生じていないか。</p> <p>(カ) 競争的資金等が集中している部局・研究室はないか。</p> <p>(キ) 非常勤雇用者の管理が研究室まかせになっていないか。</p> <p>② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。</p> <p>③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにもあることを認識させ、自発的な改善の取り組みを促す。</p> <p>④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、定期的に見直しを行うことが必要である。</p> <p>⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。</p> <p>⑥ 不正防止計画への取り組みに部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の観点からのモニタリングを行う。</p>	<p>不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。</p> <p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 (全機関に実施を要請する事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。</p> <p>② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。</p> </div> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のような<u>リスク点</u>に注意が必要である。</p> <p>(ア)ルールと実態が乖離していないか(<u>発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など</u>)。</p> <p>(イ) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか。</p> <p>(ウ) 取引に対するチェックが不十分になっていないか。例えば、研究者と事務職員の間意思疎通が円滑でないことなどにより、事務職員から研究者に取引状況の確認が行いにくい状況がないか。又は、研究者と取引業者の間が密接になり過ぎており、チェックがかけにくい状況になっていないか。</p> <p><u>(エ) 同一業者、同一品目の多頻度取引が行われていないか、特定の研究室のみで取引実績のない新規業者への発注が偏っていないか。</u></p> <p><u>(オ) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役割契約に対する検収が行われているか。</u></p> <p>(カ) 予算執行が特定の時期に偏っていないか。</p> <p>(キ) 過去に業者に対する未払い問題が生じていないか。</p> <p>(ク) 競争的資金等が集中している部局・研究室はないか。</p> <p><u>(ケ) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境となっていないか(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)。</u></p> <p><u>(コ) 牽制が効きづらい人材配置となっていないか(発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究環境など)</u></p> <p>(サ) 非常勤雇用者の管理が研究室まかせになっていないか。</p> <p><u>(シ) 出張の事実確認等が行える手続きとなっているか(二重払いのチェックや用務先への確認など)。</u></p> <p><u>(ス) 検収業務やモニタリング等が形骸化していないか(受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など)。</u></p> <p><u>(セ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時に納品物品の反復使用が発生していないか。</u></p> <p>② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。</p> <p>③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにもあることを認識させ、自発的な改善の取り組みを促す。</p> <p><u>④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、<u>モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し</u>、定期的に見直しを行うことが必要である。</u></p> <p>⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。</p> <p>⑥ 不正防止計画への取り組みに部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の観点からのモニタリングを行う。</p>	<p>○一斉調査における不正発生要因や最近の事例等を踏まえ、リスクを追記。</p>

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>(2)不正防止計画の実施 (全機関に実施を要請する事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置く。</p> <p>② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。</p> </div> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。</p> <p>② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者も含むことが望ましい。</p> <p>③ 防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。</p> <p>④ 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。</p> <p>⑤ 部局等は、機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。</p>	<p>(2)不正防止計画の実施 (全機関に実施を要請する事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置く。</p> <p>② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。</p> </div> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。</p> <p>② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者も含むことが望ましい。</p> <p>③ 防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。</p> <p>④ 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。</p> <p>⑤ 部局等は、機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。</p>	

第4節 研究費の適正な運営・管理活動	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</p> <p>② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p> <p>③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。</p> <p>④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。</p> <p>⑤ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。</p> <p>⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。</p> <p>⑦ 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。</p> <p>② 物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮し、調達業務全体の枠組みの中で検討する。</p> <p>③ 書面によるチェックを行う場合であっても、形式的な書類の照合ではなく、業務の実態を把握するように実施する。</p> <p>④ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。</p> <p>⑤ 納品伝票は納品された現物と照合した上で保存し、後日の検証を受けられるようにする。</p> <p>⑥ 物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。</p> <p>⑦ 研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越明許制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。</p>	<p>第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</p> <p>② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p> <p>③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。<u>このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。</u></p> <p>④ 発注・検収業務については、<u>原則として、事務部門が実施することとし</u>、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。</p> <p>⑤ <u>ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任について予め理解させることが必要である。</u></p> <p>⑥ <u>また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。</u></p> <p>⑦ <u>特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。</u></p> <p>⑧ <u>納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。</u></p> <p><del>④ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。</del></p> <p><del>⑨ 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握・確認できる体制とする。</del></p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。</p> <p>② <u>取引業者に求める誓約書に盛り込むべき事項を以下に示す。</u></p> <div data-bbox="1145 1430 2039 1633" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;誓約書に盛り込むべき事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関の規則等を遵守し、不正な行為を行わないこと</li> <li>・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること</li> <li>・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと</li> <li>・構成員から不正行為の依頼等があった場合には通報すること</li> </ul> </div> <p><u>また、過年度の不正事案が依然として発覚している状況にかんがみ、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含め、周知徹底を図る。</u></p> <p>③ <u>発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。上記⑤の取扱いとする場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的な予算執行・取引状況・内容の検証(是正指導)することが必要である。また、調達業務全体の枠組みの中で検討する。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチエ</u></p>	<p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、業者への具体的な癒着防止対策について追記。</p> <p>○総務省行政評価局調査の所見を踏まえ、事務部門による発注・検収業務の在り方について明確化。</p> <p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、特殊な役務に対する検収を追記。</p> <p>○総務省行政評価局調査の結果を踏まえ、事務部門による非常勤雇用者の雇用管理等を明確化</p> <p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、業者への誓約書の徴取について追記。</p> <p>○総務省行政評価局調査の結果を踏まえ、発注・検収業務等の在り方を具体的に明示。</p>

	<p>ックが行われるようにしなければならない。</p> <p><u>このほか、過年度の不正発生要因として、業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時の納品物品の反復使用が認められた機関においては、それらを防止するための具体的な対策(例:業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など)を講じることも必要である。</u></p> <p>④ 書面によるチェックを行う場合であっても、形式的な書類の照合ではなく、<u>研究内容等業務との整合性実態を確認・把握するように実施し、する必要に応じて照会や現物確認を行う。</u></p> <p>⑤ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。</p> <p>⑥ 納品伝票は納品された現物と照合した上で保存し、後日の検証を受けられるようにする。</p> <p><del>④ 物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。</del></p> <p>⑦ 研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越明許制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。</p> <p>⑧ <u>上記「全機関に実施を要請する事項」⑦の特殊な役務に関する検収についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立ち会い等による現場確認を行うことが必要である。</u></p> <p>⑨ <u>非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室まかせにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿の提出・勤務内容の確認等を行うことが必要である。</u></p> <p>⑩ <u>研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。</u></p> <p>⑪ <u>このほか、研究倫理責任者等は、自己の管理監督する部局等において、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨することや、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを組織的に推進することが望まれる。</u></p>	<p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめ、総務省行政評価局調査の結果を踏まえ、特殊な役務に対する検収の具体的方法を追記。</p> <p>○総務省行政評価局調査の結果を踏まえ、非常勤雇用者の雇用管理の具体的方法を明示。</p> <p>・出張の確認の具体的方法を明示。</p> <p>・風通しの良い環境づくりの具体例を例示。</p>
--	--	---

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立	[改正案] 第5節 情報発信・共有化の推進	改正理由及び考え方
<p>ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。</p> <p>(全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>② 機関内外からの通報(告発)の窓口を設置する。</p> <p>③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。</p> <p>④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。</p> <p>⑤ 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 機関内部及び取引業者等、外部からの通報の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。</p> <p>② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。</p> <p>③ 顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。</p> <p>④ 機関内外からの相談窓口及び通報窓口の仕組みについて、ホームページ等で積極的に公表する。</p> <p>⑤ 行動規範や競争的資金等のルールの理解度の調査においては、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等がないか把握するよう努め、問題点が発見された場合には、最高管理責任者のリーダーシップの下、適切な組織(コンプライアンス室、監査室等)が問題の解決に当たる。</p> <p>⑥ 民間企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが難な場合は、資金配分機関への報告をもって公表に代えることができる。</p>	<p>ガイドラインの趣旨に沿って、多様な機関がそれぞれの規模や特性に応じた実効性ある体制を整備する上では、機関内での情報共有はもとより、各機関の取組や事例の主体的な情報発信による機関間での情報共有が必要かつ有効である。また、競争的資金等に対し、広く国民の理解と支援を得る上でも必要不可欠である。ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。</p> <p>(全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。</p> <p><del>② 機関内外からの通報(告発)の窓口を設置する。</del></p> <p><del>③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。</del></p> <p><del>④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。</del></p> <p>② ⑤ 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p><del>① 機関内部及び取引業者等、外部からの通報の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。</del></p> <p><del>② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。</del></p> <p><del>③ 顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。</del></p> <p><del>④ 機関内外からの相談窓口及び通報窓口の仕組みについて、ホームページ等で積極的に公表する。</del></p> <p>① 不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制(相談窓口の設置など)を整備することが必要である。</p> <p>また、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しや倫理教育の内容にフィードバックできる体制も必要である。</p> <p>② 機関の不正への取組に関する基本方針等の公表は、機関の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要である。</p> <p>このため、「行動規範」、「管理・運営体制」はもとより、機関間での情報共有の観点から、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分(取引停止等の取扱いを含む)・手続き」などとともに、これらに関する諸規程を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行うことが求められる。行動規範や競争的資金等のルールの理解度の調査においては、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等がないか把握するよう努め、問題点が発見された場合には、最高管理責任者のリーダーシップの下、適切な組織(コンプライアンス室、監査室等)が問題の解決に当たる。</p> <p>③⑥ 民間企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが難な場合は、資金配分機関への報告をもって公表に代えることができる。</p>	<p>・従来の内容については、第2節(3)関係者の意識向上及び同節(4)告発等の受付、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化へ統合し、本節は情報発信に特化した内容に再編。</p> <p>・相談窓口の機能等について明示。</p> <p>・情報発信の内容等について明示。</p>



第6節 モニタリングの在り方	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。 ② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。 ③ 内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。 ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。 ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置する。 ② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払いの現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することが期待されている。 ③ 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避けつつ、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。 ④ 内部監査部門は、コンプライアンス委員会や外部からの相談窓口等、機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。 ⑤ 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。</p>	<p>不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施することが重要である。また、これらに加え、機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施することが必要である。 (全機関に実施を要請する事項)</p> <p>① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備・実施する。 ② 内部監査部門は、<u>毎年度定期的に、ルールに照らして</u>会計書類の形式的要件等が<u>具備されているかなど</u>、財務情報に対するチェックを<u>一定数実施する</u>。このほか、体制の不備の検証も行う。 ③ 内部監査部門は、<u>上記②に加え</u>、第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、<u>同節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちを含めたリスクアプローチ監査不正発生要因に応じた内部監査</u>を実施する。 ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する<u>ための内部規程等を整備する</u>。 ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。 ⑥ <u>機関は、第7節(1)「文部科学省等が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。</u></p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置する<u>ことや公認会計士等の外部有識者を加えて内部監査を実施することも望まれる。</u> ② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払いの現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することも<u>必要であるが期待されている。</u> ③ <u>リスクアプローチ監査の具体的な方法については、以下のような手法が考えられる。</u> ・ <u>研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要を抜打ちでヒアリングを行う</u> ・ <u>非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う</u> ・ <u>納品後の物品等の現物確認</u> ・ <u>取引業者の帳簿との突合</u> ④ <u>監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。</u> ⑤ <u>財政上の制約から独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、以下のような対応を行うことも考えられる。</u> (ア) <u>経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。</u> (イ) <u>ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。</u> ⑥ <u>防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案する。</u> ⑦ <u>監査報告の取りまとめ結果について、倫理教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。</u> ⑧ 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避けつつ、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。</p>	<p>改正理由及び考え方</p> <p>・内部監査の方法等について明記。</p> <p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、リスクアプローチ監査について追記。</p> <p>○リスクアプローチ監査の具体的方法等について追記。</p> <p>・監査体制等について具体化。</p>

	<p>⑨ <u>監事は、業務監査の観点から、不正防止に関する内部統制の整備運用状況やモニタリング、内部監査の手法や実効性の面から検証し、最高管理責任者に意見を述べる</u>ことが求められる。</p> <p>⑩ 内部監査部門は、コンプライアンス委員会や外部からの相談窓口等、機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。</p> <p>⑪ 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。</p>	<p>・監事の役割について明示。</p>
--	---	----------------------

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>文部科学省及び文部科学省が所管する資金配分機関である独立行政法人(以下、「文部科学省等」という。)は、研究機関が第1節から第6節に記載した課題を実施する状況について、次のように確認、評価及び対応を行う。</p> <p>(1)基本的な考え方 文部科学省等は、資金配分先の研究機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。文部科学省等は、研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。 (文部科学省等が実施すべき事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。</p> <p>② 文部科学省等は、研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や是正措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。</p> </div> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 従来も資金配分機関により額の確定現地調査やその他の確認が個別の競争的資金等で行われている。文部科学省等はそれらの手段を有効に組み合わせ、研究者及び研究機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。</p> <p>② 研究機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場合には、文部科学省等は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに機関の責任を問うものではない。</p> <p>③ 研究機関の問題は、個別の部局にある場合もあるが、部局も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の問題に関する評価、及び評価結果に基づき行われる是正措置の対象は原則として機関全体とする。</p>	<p>文部科学省及び文部科学省が所管する資金配分機関である独立行政法人(以下、「文部科学省等」という。)は、研究機関が第1節から第6節に記載した課題を実施する状況について、次のように確認、評価及び対応を行う。</p> <p>(1)基本的な考え方 文部科学省等は、資金配分先の研究機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。文部科学省等は、研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。 (文部科学省等が実施すべき事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。</p> <p>② 文部科学省等は、研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や是正措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。</p> <p>③ <u>上記①・②を実施するため、調査機能の多様化・強化を図り、以下の調査を実施する。</u>  <u>1) 履行状況調査(毎年、一定数を抽出)</u>  <u>2) 機動調査(上記1)以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応)</u>  <u>3) フォローアップ調査(上記1)・2)における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じ是正措置を講じる)</u>  <u>4) 特別調査(不正発覚後の状況把握・指導)</u></p> </div> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 従来も資金配分機関により額の確定現地調査やその他の確認が個別の競争的資金等で行われている。文部科学省等はそれらの手段を有効に組み合わせ、研究者及び研究機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。</p> <p>② 研究機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場合には、文部科学省等は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに機関の責任を問うものではない。</p> <p>③ 研究機関の問題は、個別の部局にある場合もあるが、部局も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の問題に関する評価、及び評価結果に基づき行われる是正措置の対象は原則として機関全体とする。</p>	<p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、機動調査等の導入を追記。</p>

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方	[改正案]	改正理由及び考え方
<p>(2)具体的な進め方 (文部科学省等や研究機関が実施すべき事項)</p> <p>① 研究機関は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、書面による報告を文部科学省に提出する。</p> <p>② 文部科学省は、①の報告書を基にガイドラインの「全機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う。なお、文部科学省は、確認に当たり必要に応じて資金配分機関と協議する。</p> <p>③ 文部科学省等は、②の報告書に基づく確認以外に、資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。</p> <p>④ 文部科学省等は、②の確認や③の調査の結果、機関の体制整備等の状況について問題を認める場合には、当該機関に対して問題点を指摘するとともに、問題点の事例を機関名を伏して各機関に通知し、注意を促す。</p> <p>⑤ 問題を指摘された機関は、指摘された問題点について文部科学省等と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。</p> <p>⑥ 文部科学省等は、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、有識者による検討の結果を踏まえて、当該機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。</p> <p>(ア)管理条件の付与 管理強化措置等を講じることを資金交付継続の条件として課す。</p> <p>(イ)機関名の公表 体制整備等が不十分であることを公表する。</p> <p>(ウ)一部経費の制限 間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。</p> <p>(エ)配分の停止 当該機関及び当該機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。</p> <p>⑦ ⑥の是正措置は、改善の確認をもって解除する。</p> <p>(実施上の留意事項)</p> <p>① 改善項目の指摘に関する判断基準(チェックリスト)を、対象となる機関の多様性を踏まえつつ作成し、公表しておく。</p> <p>② 機関はガイドラインに基づく体制整備等に速やかに着手し、実現可能なものから実施に移した上で、平成20年度の競争的資金等に係る申請時点から取り組み状況について報告を提出する。</p> <p>③ 評価、改善指導や是正措置は基本的に機関全体に対して行われるべきであるが、具体的な問題点を把握するため、いくつかの部局を選び、現地調査を実施し、機関全体の体制整備等の状況について評価する際の判断材料とする。</p> <p>④ 不正事案が発生した場合、文部科学省等は、当該機関から追加の情報提供を求め、現地調査を実施するなどにより、不正に関与した者の責任とは別に、体制整備等の問題について調査を行い、その結果に基づき、上記⑤から⑦までの対応を行う。</p>	<p>(2)具体的な進め方 (文部科学省等や研究機関が実施すべき事項)</p> <p><u>I. 実態把握のためのモニタリング</u></p> <p><u>① 文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告を研究機関に求める。</u></p> <p><u>II. 是正措置のためのモニタリング</u></p> <p><u>① 研究機関文部科学省は、毎年度、履行状況調査の実施方針を定め、一定数を抽出し、機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について調査を実施し、年に1回程度、書面による報告を文部科学省に提出する。</u></p> <p><u>② 文部科学省は、①の報告書を基にガイドラインの「全機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う。なお、文部科学省は、確認に当たり必要に応じて資金配分機関と協議する。</u></p> <p><u>② ③ 文部科学省等は、上記②①の報告書に基づく確認調査以外にも、緊急・臨時の案件に機動的に対応するため、必要に応じて機動調査を実施し、ガイドラインに基づく資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。</u></p> <p><u>③ 文部科学省等は、上記①・②の確認や②③の調査の結果、機関の体制整備等の状況について問題を認める場合には、有識者による検討結果を踏まえて、当該機関に対して、段階的に次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。問題点を指摘するとともに、問題点の事例を機関名を伏して各機関に通知し、注意を促す。</u></p> <p><u>問題を指摘された機関は、指摘された問題点について文部科学省等と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。</u></p> <p><u>⑤ 文部科学省等は、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、有識者による検討の結果を踏まえて、当該機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。</u></p> <p>(ア)管理条件の付与及び調査結果の公表 <u>検討事項①</u> <u>体制整備等に関する問題について、管理強化措置等改善計画を作成し、同計画を実施するなどの必要な措置を講じることなどを資金交付継続の条件として課す、管理条件を当該機関に課し、管理条件の付与期間中は毎年度フォローアップ調査を実施するとともに、調査対象となった機関名を含む調査結果を公表する。</u></p> <p>&lt;検討事項①&gt;</p> <p>1. 管理条件の内容 (案)体制整備等の不備の状況に応じて付与</p> <p>2. 管理条件を付す研究機関の部局等 (案)当該機関全体</p> <p>3. 管理条件の付与期間 (案)毎年度フォローアップを行い、改善状況に合わせて以下の措置をとる。</p> <p>① 管理条件の着実な履行 → フォローアップ終了</p> <p>② 管理条件の概ね履行又は履行に向けた進展 → 経過措置として翌年度以降もフォローアップを継続</p> <p>③ 管理条件の未履行又は履行に向けた進展なし → 翌年度以降もフォローアップを継続する(上限5年)</p>	<p>○研究不正タスクフォースの中間取りまとめ、総務省行政評価局調査の結果を踏まえ、組織に対する措置の発動のうち、体制整備状況に問題がある場合の具体的な発動条件・削減額等を追記。</p>

(イ) 間接経費の削減 **検討事項②**

当該管理条件の付与期間において、当該機関に付した管理条件の履行状況について、毎年フォローアップ調査をすることとし、当該管理条件の履行が認められない場合は、競争的資金制度における翌年度の間接経費を一定程度削減することとする。

<検討事項②>

1. 間接経費の削減対象

(案) 当該機関全体 × 全ての競争的資金制度

2. 間接経費の削減割合

(案)

管理条件について、管理条件の付与期間中、毎年フォローアップを行い、原則、当該管理条件の履行が認められない年数に応じて、間接経費の削減割合を段階的に引き上げる。

なお、削減対象となる間接経費の総額が少額(例えば50万円)の場合は、間接経費の削減効果を担保するために全額削減することとする。

(例) 管理条件を付与した年度から管理条件の履行が認められない年数

1年 → 1%、2年 → 3%、3年 → 5%、

4年 → 7%、5年 → 10%

(参考) H24 東京大学の間接経費総額 80億円

(ウ) 配分の停止 **検討事項③**

管理条件の付与から5年経過後も管理条件の履行が認められない場合は、原則、当該機関及び当該機関に所属する研究者に対する競争的資金の配分を一定期間停止管理条件の履行が確認されるまで停止する。

<検討事項③>

1. 間接経費の削減から配分停止に至る基準

(案) 管理条件の付与5年経過後も、体制整備の改善が見られない場合

2. 配分停止の対象

(案) 当該機関全体 × 全ての競争的資金制度

⑥ 上記(ア)～(ウ)④の是正措置は、改善の確認をもって解除する。

(実施上の留意事項)

**第8節 配分機関による競争的資金制度において不正があった機関に対する是正措置等について**

不正が疑われる事案がある場合は、機関に対して早急に当該事案の事実関係等の説明を要請し、報告を求めることが必要である。また、本ガイドラインでも、研究費の管理は機関の責任において行うこととしているため、配分機関においても、競争的資金制度における研究費の不正が発覚した場合は、機関に対して、以下の是正措置を講ずることとする。

(1) 競争的資金制度における研究費の不正に関する告発等に関する事案の調査等

(配分機関が実施すべき事項)

① 機関に対し、不正が疑われる事案の通報を受領してから30日以内(案)に、当該事案に係る調査の実施の有無について配分機関に報告すること、また、当該事案に係る調査を実施する場合は、当該事案の速やかな全容説明を要請する。

② 検討事項④必要に応じ、調査の対象となっている被告発者に対し、調査対象制度の研究費の交付停止、採択又は交付決定の留保を行う。

<検討事項④>

(案) 機関において、一部でも不正の事実が確認された場合

③ 機関が告発等を受けた日から検討事項⑤〇日以内に、機関からの報告書の提出がない場合、原則、当該機関に対して検討事項⑥報告遅延に係る是正措置を講ずることとする。  
また、報告遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分機関が別途報告書の提出期限を設けるものとする。

<検討事項⑤>

不正事案を国へ報告する際の期限について  
(参考1) 研究活動における不正行為については、現行ガイドラインにおいて、告発の受付からおおむね210日以内に配分機関に報告されることを想定。

(参考2) 机上配布資料4 研究機関における研究費不正使用の調査スキーム事例

<検討事項⑥>

報告遅延に係る是正措置の内容について  
(案) 機関から報告書が提出された翌年度以降に、提出期限を過ぎた日数に応じて、間接経費の一定割合を削減する。  
(例)  
提出期限を過ぎた日数が30日以内:1%、60日以内:2%、90日以内:3% など

加えて、(調査委委員会によるヒアリングを拒むなど)不正を行った研究者の責により、報告が遅延した場合は、当該研究者が関わる競争的資金制度の当該研究者の配分額を(報告書が提出されるまで)執行停止する。

○研究不正タスクフォースの中間取りまとめを踏まえ、組織に対する措置の発動のうち、不正調査報告遅延及び不正が発生した場合の具体的な発動条件・削減額等を追記。

(2) 競争的資金制度における研究費の不正が発覚した機関への是正措置  
(配分機関が実施すべき事項)  
(ア) 管理条件の付与(検討事項⑦)

<検討事項⑦>

1. 管理条件の内容

(案)不正の態様等に応じて付与  
→運用に当たっては、基準を作成予定。

2. 管理条件を付す機関の部局等

(案1)不正があった当該機関全体  
(案2)不正があった当該機関の特定部局等

3. 管理条件の付与期間

(案)不正の態様等や管理条件の内容等を勘案し、個別に期間を設定(上限5年)  
→運用に当たっては、基準を作成予定。

※本ガイドラインで求めている必須事項について重大な問題がある場合は、  
翌年度の間接経費について、即時に一定程度削減を行うこととする。  
※当該管理条件の付与に当たっては、競争的資金制度毎に付与するものとする。

(イ)機関名等の公表

不正があった当該機関名、不正の概要等について公表する。

(ウ)間接経費の削減(検討事項⑧)

当該管理条件の付与期間において、当該機関に付した管理条件が満たされず不正事案が再発した場合は、翌年度の間接経費の一定程度削減することとする。

<検討事項⑧>

1. 間接経費の削減対象

・不正があった当該機関の特定部局等 × 一部の競争的資金制度  
・不正があった当該機関の特定部局等 × 全ての競争的資金制度  
・不正があった当該機関全体 × 一部の競争的資金制度  
・不正があった当該機関全体 × 全ての競争的資金制度

2. 間接経費の削減割合

(案)管理条件の付与期間中、不正事案の再発件数に応じて、原則、間接経費の削減割合を段階的に引き上げる。

(例)再発1件→ 1%、2件 → 3%、3件 → 5%、4件→ 7%、  
5件以上 → 10%

※当該是正措置の講じる場合は、競争的資金制度毎における不正を行った研究者数に応じて削減割合を決定することとする。

(例)A 機関の3事業において、平成26年度から3年間管理条件期間が付与された場合の、再発件数の数え方

平成26年度 a 制度(2人)②、b 制度(1人)①、c 制度(3人)③

平成27年度 a 制度(3人)⑤ c 制度(1人)④

平成28年度 a 制度(1人)⑥、b 制度(2人)③

※括弧内の数字は不正を行った研究者数

※丸数字は再発件数

(エ)配分の停止 検討事項⑨

<検討事項⑨>

1. 間接経費の削減から配分停止に至る基準

(案) 管理条件付与期間において、上限の10%削減措置をしたにも関わらず、不正事案が再発した場合

2. 配分停止の対象

- ・不正があった当該機関の特定部局等 × 一部の競争的資金制度
- ・不正があった当該機関の特定部局等 × 全ての競争的資金制度
- ・不正があった当該機関全体 × 一部の競争的資金制度
- ・不正があった当該機関全体 × 全ての競争的資金制度

(実施上の留意事項)